



Title	ソシアビリテ論と紛争研究の接点をめぐって
Author(s)	栗原, 麻子
Citation	パブリック・ヒストリー. 2012, 9, p. 1-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66498
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

特集 社会秩序と互酬性 総論

ソシアビリテ論と紛争研究の接点をめぐって

栗原麻子

1 はじめに

互酬性はマルセル・モース以来、前近代、とりわけ「アルカイックな社会」における贈与と関連づけて論じられてきた。しかし、互酬的な価値観のはたらきは「未開社会」に限定されるわけでも、モノを伴う贈与に限定されていたわけでもない。本特集は、「未開社会」ではなくギリシア以降のヨーロッパにおける互酬性を、モノの交換ではなく人的貢献や感謝の念といった目に見えにくい価値観に着目して考察するものである。

モースの『贈与論』における均衡的互酬性への注目をうけて、カール・ポランニは非市場経済を再分配経済と互酬経済にわけ、国家の首長が物品を共同体全体に惜しげなく分け与えるような中心からの贈与と、対等な2者間の均衡のとれた贈与を区別した。⁽¹⁾

しかしより広義には、非対称な関係にある両者のあいだの関係もまた、互酬性のもとにとらえることができる。そもそもトロブリアント諸島の民族誌において、ブロニスロウ・マリノフスキーは、部族間のクラ交換の際に大勢の漕ぎ手と1人の船主とのあいだに取り交わされる、船の組み立てその他の共同作業と、進水式の際の儀礼的給付や獲物の分配の均衡をとりあげている。さらに非対称的な関係にある2者間のあいだの垂直的な関係において、非対称性が隠蔽され対等性が強調される場合があることも知られている。ローマのパトロネジも垂直的な関係であった。非対称的な互酬性においては、交換の等価性は名誉や感謝、尊敬、選挙等における支持・協力といったモノ以外の要素によって満たされていた。ところがローマの場合、元老院身分内のパトロネジに関しては友愛の表現がエウフェイズムとして用いられ、非対称性が隠

※ 本特集は、大阪大学大学院文学研究科にて2008年度から2011年度にかけておこなった、栗原演習の参加者による論稿をまとめたものである。演習では古代史研究と中世・近世・近代史の対話をめざし、都市、結社、互酬性、秩序形成といったテーマについて、時にゲスト・スピーカーを交えて議論を重ねた。これはその成果の一部である。すでに卒業した学部生も含め、演習参加者の鋭い発言に感謝したい。

(1) マルセル・モース（吉田慎一、江川純一訳）『贈与論』（筑摩書房、2009年）、カール・ポランニ（玉野井芳郎、中野忠訳）『人間の経済Ⅰ・Ⅱ』（岩波書店、2005年）。

(2) B・マリノフスキー（青山道夫訳、江守五夫解説）『[新版] 未開社会における犯罪と慣習』（新泉社、2002年）。

蔽されたことが確認されている⁽³⁾。非対称性の隠蔽と対等性の演出は、ヘレニズム期の国家間関係においても確認されている⁽⁴⁾。本特集ではこのような非対称的な互酬性も考察の対象とする。

2 未開社会と互酬性

互酬性をいわゆる未開社会の特徴とみなす見解は、近年批判にさらされている。ナタリー・Z・デーヴィスの『贈与の文化史 *The Gift*』⁽⁵⁾が、モースの贈与論の英題 *The Gift* をそのまま踏襲し、副題の '*The form and Reason for Exchange in Archaic Societies*' を '*In Sixteenth-Century France*' に置き換えたことは、モースにたいする意識的な挑戦であった。

デーヴィスは、16世紀のフランスに陰影に富む、贈与のはたらきを見いだしている。狩猟等における贈与慣行と、贈与にたいする二律背反的な態度は併存していた。カルヴァン主義の影響のもと贈与が賄賂として排除されていく過程にも、互酬性をめぐる価値観のせめぎあいが見られるという。

デーヴィス自身の考察は16世紀までに留まっているものの、彼女は16世紀をもって互酬性の終焉と見なすのではなく、市場経済と贈与の併存、相克、相互影響に注意を喚起している。じっさい、市場の外においては、私的生活圏において贈与によるネットワーク形成は存続していた。私的生活圏における贈与が、ミドル・クラス的女性によってもっとも盛んにおこなわれていることは、女性史の問題として興味深い⁽⁶⁾。あるいはアレクシ・ド・トクヴィルがアメリカの民主主義における「自発的結社」に着目したように、経済的義務と束縛から解放されたはずの近代においてなお、互酬的原理が集団の活動を規定していた。そもそも市場経済とは異なる経済原理としての互酬的経済に注意を喚起したボランニ自身が、市場経済に支配される同時代の状況を批判して互酬性の再生を唱えている。同様の互酬性の再評価、あるいは回帰願望とでもいうべきものは、R・パットナムの社会資本論にも見いだすことができる。パットナムは『哲学する民主主義』⁽⁷⁾において、互酬的的市民共同体を高く評価したのである。これは、互酬的秩序の再生を望む現代社会の意識の表明であるともいえるであろう⁽⁸⁾。

このことは、社会の構造、国家の支配集団や、都市社会の意思決定、市民共同体のありかたを内部から理解しようとする歴史学にとって、互酬性が欠かすことのできない論点であることを示唆しているのである。

(3) Robert. P. Saller, *Personal Patronage under the Early Empire* (Cambridge, 1982), 7-40.

(4) John Ma, 'Peer Polity Interaction in the Hellenistic World', *Past and Present* 180 (Oxford, 2003), 9-39.

(5) ナタリー・Z・デーヴィス（宮下志朗訳）『16世紀フランスにおける贈与の文化史』（みすず書房、2007年）。

(6) Aafke. E. Komter (ed.), *The Gift: An Interdisciplinary Approach* (Amsterdam, 1995).

(7) ロバート・D・パットナム（河田潤一訳）『哲学する民主主義』（NTT出版、2001年）。Robert D. Patnum, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community* (Simon& Schuster, 1 edition 2001 [原著 1996]) .

(8) 近年のアソシエーション論の盛況にも言及すべきかもしれない。たとえば、柄谷行人『世界史の構造』（岩波書店、2010年）。

3 秩序形成原理としての互酬性

贈与の陰に隠れがちであるが、互酬的な原理は、社会的ネットワーク・秩序形成のためのルールとしても機能していた。マリノフスキーは、『未開社会における犯罪と慣習⁽⁹⁾』において、トロブリアント島民が規範を遵守するメカニズムに、複合的にからみあった互酬的経済的義務をみてとった。漁民集団は各自決められた仕事を行なうことで獲物を受け取り、漁民は内陸の農民に魚を私、農民は漁民にヤムイモを提供する。ここでは集団の強制力として互酬的義務が秩序維持のための重要な役割を演じているのである。

イエや社団でなく個人を社会の基本的な構成とみなす近代社会においてなお、血縁や結社、そのほかのさまざまな絆が社会を規定していた。ミクロな世界、ローカルな社会における秩序形成ファクターを、市場経済によって周辺に押しやられたという理由で等閑視することはできない。

サイモン・ロバーツは『秩序と紛争』において、国家のような中心的な権力不在の社会で互酬的・日常的なネットワークがひとつの社会規範としてはたらいっていたのみならず、国家のある社会においてもまた、親族や地区の区長による仲裁・調停から国家の首長の名による裁定にいたるヒエラルヒカルな構造の中で紛争が解決されることが期待されていたと指摘している。⁽¹⁰⁾話し合いによる仲裁・調停の有効性は、社会によって異なっている。仲裁による和解を、正当な紛争解決上の正当な手段として認める社会もあれば、和解が弱さを意味し、侵された不正行為のための報復が名誉のために要求される社会もある。その意味で、紛争研究はソシアビリテ研究なのだ。⁽¹¹⁾

4 特集の構成

以上のような認識のもと、本特集は、秩序形成原理としての互酬性をめぐる6論稿を掲載する。まず、栗原が古典期のアテナイの市民社会について、秩序形成と互酬性のつながりを、より具体的に考察する。次に中尾が、ヘレニズム時代の国家間関係に目を向け、ボリス間の互酬的ネットワークが、ヘレニズムの諸王国やローマを巻き込んで制度的発展を遂げた事例として、

(9) マリノフスキー、前掲書。

(10) サイモン・ロバーツ（千葉正士監訳）『秩序と紛争 人類学的考察』（西田書店、1982年）、第7章 155-192ページ。「法と社会」運動は「法」概念を拡大的に解釈し、社会的規範も含めた「法」が社会のなかに遍在することを指摘した。社会規範としての法をとらえる場合には、法の担い手もまた国家権力にとどまらず、日常的な社会的諸関係の関係者すべてのあいだに分布され、あるいは共有されていたことを想定すべきである。

(11) 秩序維持システムがソシアビリテを反映していることの好例は、歴史学の仕事としては、高澤紀恵『近世パリに生きる——ソシアビリテと秩序——』（岩波書店、2008年）における街区ネットワークやパリ祭の叙述や、服部良久『アルプスの農民紛争』（京都大学学術出版会、2009年）における法的支配領域の形成過程の分析にみいだすことができる。紛争を社会的権力関係の構築過程ととらえ、当事者たちの権力の蓄積を「財」とみなす轟木広太郎『戦うことと裁くこと：中世フランスの紛争・権力・真理』（昭和堂、2011年）もまた、本特集風に表現すれば、紛争を互酬的秩序形成の一環ととらえるものといってよい。

アシュリア（不可侵条約）をとりあげる。

森は、13世紀ボローニャでフィレンツェ商人が創設した同業組合の規約を紹介する。葬送規定や共通の祭礼への参加にかんする規定にみられるように、組合員相互のあいだの互助的性格は、同業組合や兄弟団の存在意義の一つであった。他都市における同業組合の存在は、都市を超えた人的秩序形成のかたちを示すものとして興味深い。

つづいて近世ドイツ史の紫垣が、「社会的規律化」論をめぐる研究史をたどることで、秩序形成がローカルな役人レベルの日常的関係性のなかで理解されるべきであると論じ、役人のパトロネジに着目する近年の研究についても紹介している。

そのような私的關係は、公的秩序に反するものとみなされながらも存続していった。水田は、転換期における互酬性の変容を、「旧き腐敗」としてのパトロネージを批判する官僚制度改革のなかに見いだしている。北村は、束縛から自由となったはずの人々が形成する19世紀の「自発的結社」のなかにさえ互酬的要素がはりめぐらされていたと論じ、近代における互酬性の制度的再生を示唆する。

日常世界における恩顧関係や同輩者のあいだにはたらく互酬的な権利・義務の関係、侮蔑と名誉をめぐるバランス感覚といった諸々の倫理的価値観と切り離して、法的秩序形成を論ずることはできない。当該時代の日常世界における互酬的な秩序が、いかに公権力による秩序への意思と絡み合い、あるいはすれ違い、あるいは反発し、あるいは組み込まれ、あるいは切り捨てられることで公的秩序形成に影響していったのか、その具体的な関係性を言語化することが必要なのである。